

Title	銘文の心 : 鈴麓閑話 その二
Author(s)	林, 和比古
Citation	語文. 1955, 16, p. 39-45
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68490
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

銘文の心

——鈴麓閑話 その二——

林和比古

前に立つ唐金の擬宝珠にこのやうな銘文が刻まれてゐる。この文は、浜田青陵博士の

てんしやう十八ねん二月十八日にをたはらはへの御ちんほりをきん助と申十八になりたる子をたゝせてより又ふためとも見ざるかなしさのあまりにいまこのはしをかける成はゞの身にはらくるいともなりそくしんしやうふつし給へ

いつかんせいしゆんと後
のよの又のちまで此
かきつけを見る人へ
念仏申給へや卅三
年のくやう也

現在、名古屋市熱田区伝馬町四丁目姥堂

「橋と塔」に紹介せられ、さらに高木市之助博士の「古文芸の論」で取上げられて、有名になつたが、筆者も今夏旅行の途次こゝに立寄る機会を得た。四箇の擬宝珠はもと精進川に架けられた裁断橋を飾つたやうであるが、今は川も埋められ、裁断橋も姿を消し、その跡に橋の模様が作られて橋柱に原初のまゝの擬宝珠がはめられてゐるのみである。

事の順序として銘文の事情をいちおう説明せねばならないが、既に浜田博士の著書に詳細に見えてゐる。しかし「橋と塔」は今日では入手し難い書物になつてゐるからこゝにその一部分を抜抄して筆者の説明にかへることにする。

天正十八年二月十八日、豊臣秀吉小田原攻の軍に従ふ可く出立した堀尾金助なる十八歳の若武者の母は、此の最愛の子の

凱旋を迎へることが出来ず、此の日が遂に永遠の訣別となつたのである。悲しさの余り、三十三回忌の供養として此の橋を架けるのである。母の爲には落涙の縁ともなるが、どうか即身成仏をして呉れよ。金助の法名逸岩世俊禅定門の名を称して、後の世の後まで永久に此の銘文を見る人は念仏をして呉れよと云ふのが、此の文の意味である。

我が国の古金石の銘文は固より、数多い古文書の中にも、斯くも短かくして、斯くも直截に人の肺腑を突く至情の文は、他に其の例が多くあらうか。……他の三箇の擬宝珠の銘が皆な次の様な漢文体に書かれてゐるのに引きかへて、此の西南隅のみは仮名文で書かれてゐるのは、姥堂に参詣し此の橋の袂に休らふ人々に読ましめる深い用意から出たのかも知れない。

熱田宮裁談橋（東北隅のは裁談に作る）
右檀那意趣者堀尾金助公天正十八年六月十二日（東南隅のは十八日に作る）
於相州小田原陣中逝去其法名号逸岩世俊禅定門也慈母哀余修造此橋以充卅三年忌普同供養之儀矣

此の漢文体の銘文は、其の修造の目的を

明瞭に語る点に於いて仮名文のそれに比して勝るものがあるけれども、其の有りの儘なる心情を発露した彼の文には到底及ぶ可くもない。恐らくは此の漢文体のものは檀那寺の和尚などの手に成つた文章に過ぎないであらうが、かの真率なる仮名文に至つては、金助の母者人親ら作つたものと思ひなされるのである。……(中略)……

扱て堀尾金助は如何なる人であつたと云ふに、彼は天正十八年小田原戦後遠州浜松の城主となつた堀尾茂助吉晴の子である。吉晴は天文十二年に生まれ、信長から次いで秀吉に属し、多くの戦功をたてたことは「太閤記」などにも屢々現はれる人であつて、尾州上郡供御所の産である。秀吉の薨後も家康と五奉行の間を斡旋し、慶長五年には雲州松江に封ぜられたが、金助の弟弥助忠氏は天正五年に生れ、堀尾氏系図(妙心寺春光院所伝)には其の母は津田党女とあるから、金助は四つ違ひの惣領であり恐らくは同じ母の腹から生まれたのであらうと思はれる。父吉晴は慶長十六年に六十九才で死んでゐる故金助は彼が三十一才の子であり、小田原出陣の際には金助十八才、父は四

十八才である。……(中略)……

吉晴は嫡子金助追福の爲め、早くも天正十八年妙心寺に金助の法名逸巖世俊の中から俊巖の二字を取つて、俊巖院(今の春光院)を建立し、九天和尚の法嗣碧潭を以つて開祖とし、(中略)：今なほ春光院には金助の生けるが如き木像は其の父母のそれと共に安置せられてゐる。併し此の俊巖院の建立のみでは尚ほ心をやることの出来なかつた金助の母は夫の死後彼が三十三回忌の後にも、金助の爲めに熱田裁断橋の修造を思ひ立つたのであつた。(橋と塔)

高木博士はかやうな事実の上に立つて、この銘文が何ゆゑ人々の胸をかくも痛切にうつのであるかを考察されたのである。

要約すれば、銘文には第一に母性愛がよくあらはれて、本文のもつ迫力はこのやうな母の至情に起因すると常識的には考へられさうであるが、たゞ母性愛だけではこの刻銘のもつふしぎな迫力は説明し得ないとされた。

次に本文には母性愛が菩提心と結びついて表はれてをり、その菩提心の故にのみ読者をひきつけるのであると考へることも妥

当でない論ぜられる。

最後に、本文のもつ表現の素樸性がその迫力を説明する鍵であると結ばれたのである。

要之、このささやかな一枚のかきつけが不思議に読者に迫り、彼等を動かして止まない所以のものはそこにあるこの母の至情乃至その菩提心によるといふよりも、むしろそのやうな至情や菩提心がかくも素樸な表現を有つてゐるといふ事実によると考へたいのである。(古文芸の論五五頁)

博士はさらに進んで、表現の素樸といふことは、文学に於て如何なる意味をもつかといふ点に考察を進められ、この刻銘が、素樸性のゆゑに人々にいかに感銘を与へたとしても、それは素樸なる自然そのものでしかなく、人間的な営みとしての文学作品とはいひ得ない。文学はその目標の一つとして、素樸を志向する文化事象であるが、この銘文は素樸なる事実そのものである。いはば素樸と、素樸への志向との差であると考えられたのである。博士の論の目的は、素樸なる表現と文学との差異を明かにする所にあつて、傾聴すべき御説であると思はれる。本銘文はたしかに人にせまる迫力をもつ

てゐる。それを博士は前掲のやうに、母の至情と善提心とが素樸な表現によつて表はされてゐる所にあるとされた。

筆者の見る所によると、博士が素樸と一括して説明された事例の中に、実はさまざまの性質が含まれてゐるのを知るのである。博士が個々の文辭に旋された精緻な説明をそのまゝとりあげてみて、

(1) 漢字に対する無知(「きん助」とか「かける成」の如き。)

(2) 構文の不整・不合理(「てんしやう十八年」を冒頭におき、「卅三年のくやう也」を末尾におく如き。)

(3) 「をたはらへの御陣」「申す」の如き女性らしい謙虚な用語の使用。

(4) 「たたせ」の如き女性らしい思ひやりのある用語の使用。

(5) 表情たつぷりな語の使用。「又ふた目とも見ざるかなしさ」の如き。「のちの世の又のちまで」もこれに類する表現であらう。

(6) 「母の身にはらくるいともなり、そくしんしやうふつしたまへ」の如き曖昧な中止法の使用。「をたはらへの御陣」として切り、助詞をつけない様なものこの例にならう。

(1)(2)(5)(6)の如きは表面的には彼女の無知による、適切ならざる表現である。(3)(4)の如き婦人らしい用語は、如何なる名文家に書かせても使ふであらう表現であつて、適切な表現といへる。だからおほまかに分けるならば、この文章には表面的には、適切なならざる表現と、適切な表現とが入交つてゐるのである。決して不適切な表現ばかりでないことに注意するを要する。だから一概に稚拙と呼ぶことは、差控へねばならぬ。そして結果的には、不適切な表現も、適切な表現も、高木博士の論じられた様にすべて彼女の子を想ふ心の激しさを表現するに有効にはたらいてゐるのである。博士が素樸なる表現と一括された中に実はかやうな諸要素がまじつてゐると考へられる次第である。

マイナスの要素が、結果としてプラスに働くといふことは之は大したことである。結果としてプラスになるべきマイナスの要素を、意識して使ふことが芸術であるが、彼女の場合マイナスを無意識に使つてゐるから、高木博士は之を「素樸なる自然」と呼ばれたのである。

「又ふた目とも見ざるかなしさ」とか、「後のよの又のちまで」とかは大袈裟な表

現であつて、素樸なる表現とはどうしてもいへない。不適切な表現であることを彼女自身が自覚してゐないことを間接に示す点をとらへて、素樸なる表現と言へるかも知れないが、それはあくまで間接であつて、直接には誇張といはざるを得ない。しかもかやうな字句までも結局は親心の強さを表現するに役立つのである。

いや味な字句は、直ちに読手に悪い効果を与へるのが普通であるのに、この文章ではすべてが有効にはたらいてゐる。この不思議こそどう解くべきか、考へなければならぬ。

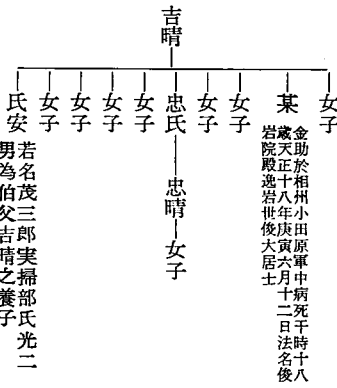
本稿はかやうな点を中心にして考へを進めてみたいのである。

二

天正十八年(一五九〇)に十八歳の金助を立たせた日、その母は浜田博士の推測された様に、少くとも三十七八才であつたらうから、それから卅三年たつた元和八年(一六二二)には七十歳を過ぎてゐたことと思はれる。卅三年たつて亡児の佛の前でこれほど深く烈しく動哭できるといふことは実に尋常ではない。ましてその動哭を文章にして衆人の前に掲げ、よびかけよう

するのであるから、まさに異常とすべきであり、しかもその文章が惻々として人の肺腑を抉るに至つては驚嘆を超えた事実である。

彼女の名は系図類に表はれてゐないが、その夫はたしかに隠雲大守堀尾吉晴に相違ない。堀尾家系図（京都春光院蔵）を摘記すると、



その他、同院所蔵の堀尾家系譜、堀尾家近代系図、寛政重修御家譜、統群書類従系図部等所載の系図には何れも「某」として傍書に金助としてゐる。前掲系図で、氏安に養子と傍書としてゐる事に對比して、金助・忠氏は吉晴の実子に相違ないことが分り、しかも金助は忠氏よりも四十年長なこ

とは浜田博士の論じられた通りである。また本銘文に「母の身にはらくるいともの字句より見て、これは実母であるにちがひなく、どうしても金助母は吉晴妻といふことになる。

金助と忠氏が同母兄弟であらうといふことを浜田・高木の両博士や三浦周行博士（川上孤山師「妙心寺史」序文）は推測されてゐるが、もしさうであるとすれば、金助母は実に恵まれた母といはねばならぬ。長男は陣歿させたけれど、夫は一介の野武士から起り、戦乱の險難を乗切つて大守の地位を得、次男から実孫へと家権は移つても、身は家中から尊崇を受けることにまぢがひはないといふ、典型的な北の方的地位に立つてゐるわけである。その恵まれた北の方が、しかも卅二年もたつた後に、このやうな哀切な文章をかき得たといふことは、まことに不思議である。金助のためには早くもその歿年に於て妙心寺中に俊藏院を建立し、名僧を招いて永代菩提をとむらつてゐる筈である。その上、夫吉晴は慶長十六年に、忠氏は慶長九年に、共に世を去り、其他の女子も系図によると元和四年に二人早世してゐるのであつて、彼女が心を傾けて

菩提をとむらふべき人は金助一人でなかつた筈である。

元和八年当時、堀尾家は忠氏の実子忠晴が廿四才で松江の領主であり、彼女はその実祖母として城中に厚くかしづかれてゐる筈である。堀尾家の出身地尾張国御所村からさほど遠くない熱田で、裁断橋を修築するに當つて、彼女がその費用を寄進するといふことはあり得ることであり、たまたま金助卅三回忌に當つてをれば、その追福の趣旨を文章家に命じて漢文体に書かせることもあり得ることである。しかしその様な環境にある老夫人の手から、この哀切な銘文が生まれるといふことは奇蹟としか考へられないといふのである。

かうしたわけで筆者は金助母に近づくと、裁断橋をたづねたり、春光院を訪れたりしたのであつた。ところが同院の川上正史師が取出された文書の一つ「堀尾家由緒書」の中に左の様な記事があつて、漸く疑問が解けさうに思はれるのである。

慶長十二年四月六日

龍翔院殿芳岳宗範大姉
泰晴公御前吉晴公御母堂

元和五年四月四日

昌徳院殿後芳宗英大姉

吉晴公御前但高田豊後守女
忠氏公等ノ御母堂

寛永四卯年三月十七日

長松院殿真諦紹聖大姉

忠氏公御前前田徳善院玄以女

右のうち昌徳院殿が問題の人である。吉晴の妻で、忠氏の母であるから、前の考へからすれば、当然金助の母でなければならぬ。ところがその人が元和五年に歿してゐるのである。「五年」とあるのは、干支記入のための余白を残したと考へられる。これでは元和八年の金助卅三回忌が

営めない筈である。右の記事を信じ、かつ昌徳院殿と金助母を同一人と考へねばならぬとすれば、元和五年四月四日以前に、その母は自分の死期を予想し、金助卅三回忌は到底営めないものと考へ、あらかじめ橋の修築費と仮名銘文を残しておいたとせねばならない。或は元和五年四月四日以前に裁断橋の架橋は完了し、仮名銘文も作られた。そして彼女は之を数年後の金助卅三回忌の供養にあてようと予定して、その末尾

に「卅三年のくやう也」と書添へたとも考へなければならぬ。何れの場合を仮定しても、何か落着かないものが感じられる。どうしてもこの文は、金助母が元和八年の卅三回忌を生きて営み、銘文も彼女がその時にあつて草し、末尾に「これが卅三回忌の供養であるぞ」と自分自身で述べたものと考へたい。そのためにはどうすればよいか。金助母と昌徳院殿とを別人であると考へさへすればよい。かうすれば種々の疑問が一時に氷解するのである。

昌徳院殿の法号の左側に
但高田豊後守女、忠氏公尊ノ御母堂
と断つてあるが、春光院の堀尾家系図にも

忠氏若名弥助信濃守出雲守従四位下
母尾州津田堂女
とあつて、吉晴の妻は単数でなかつたことを暗示してゐる。これは封建時代では普通のこと、おそらく吉晴は少くとも金助母と忠氏母の二室を娶つてゐたのであらう。

二妻の年令は分らないが、男児を得ることは金助母の方が四年早かつたわけである。昌徳院殿は忠氏母の法号であり、この人の父が尾州津田堂であり高田豊後守と称する人である。この人のことはまだ調査し得ないが博雅の示教を仰ぎたい。

筆者は他人の妻室のせんさくにやゝ立入りすぎたきらひがあるが、本銘文を読まうとする限りこの事実が閉却されてはならない。諸大家の見解は近代的理想家庭像に基きすぎるきらひがあるやに思はれる。

松江市史には寧固齋談叢をひいて、吉晴夫人の嫉妬心の深かつた事を記してゐるが、該書はいまだ管見に入らない。

三

金助母の実子としては金助と一二の女子があつたことと思はれる。天正十八年二月十八才の金助の出陣した時、その母は三十七八才であつたらう。戦国武士の家庭にあつては、男子を得ることの喜びは恐らく今日以上のものがあつたにちがひない。彼女はすべての希望を金助の上にかけた。だが金助は陣中に病歿した。彼女の身には一通りの落涙ではなかつたにちがひない。吉晴が小田原役の戦功として秀吉より漢織道服を下賜され、遠州浜松十二万石の領主に取立てられてゐるのは、山中城攻略の軍功の外に、金助陣歿に対する秀吉の慰問の意味もあつたかもしれない。

一方、昌徳院殿には忠氏と二三の女子があつたと思はれる。忠氏も気鋭の青年とな

り、関ヶ原役には活躍して徳川秀忠の信任を得てゐるのである。かうして堀尾家は豊臣を徳川に乗りかへて榮えるのであるが、一人快々として樂しめないのは金助の母である。「金助は不運な子だつた。あゝ金助が生きてゐたら」たゞその思ひのために生きてゐたのであらう。あらゆるものが母の身には落涙の種となつた。恐らく彼女は吉晴の居城には居らず、彼等の郷里御供所村近辺に居住してゐたと思はれる。さうとすれば熱田の橋に寄進することもあり得る道理である。

もちろん彼女の扶持料は松江の堀尾家から届けられたことは疑ひないが。

ふしぎにも春光院には金助の墓が見当らない。名古屋の郷土史家加藤光造氏の示教によれば、御供所村の桂林寺の過去帳に金助の名が誌されてゐるといふから、彼女もこの近くに住んで亡児の菩提をさむらふことに余生をさゝげてゐたものであらう。筆者はまだ訪ねる機会を得ないが、桂林寺の過去帳に金助の母も然るべき法名の下に誌されてゐるのでないかと思へてしかたがない。春光院には金助の木像の外に吉晴夫妻の木像が存するが、これは恐らく当初より存したものでなく、殊に夫人像は金助母を

肖どつたものではないであらう。

世の常の母ならば、亡児の佛は忘れ得ないのはいふまでもないことながら、さすがに年月を経るまゝに哀切さはいくらかうすれゆくはずのものであるが、彼女の場合にかへつて熾烈に亡児の印象を燃え上がらせるものがあつた。それは昌徳院殿や忠氏一家に対する対抗意識である。彼方が榮えれば榮えるほど、此方は亡児への思念を深めてゆく。このコムプレックスが三十数年間彼女の心を燃え上がらせる原動力となつたと見たい。彼女にとつて吉晴は如何なる存在だつたらうか。かつてはそのたくましい武勇とすぐれた智略に乙女心をわきたゞせた日があつたかもしれないが、今の彼女にとつてはもはや現実の人ではない。いな、昌徳院殿方を榮えしめる人物としてむしろいとほしくさへ思つたかもしれない。銘文に吉晴をにははす一語もないのは、金助はわたしの子である、吉晴などには手も触れさせたくないといふ氣持が或ははたらいてゐたのではなからうか。謙遜の氣持から吉晴の名を出さなかつたとする見解もある様だが、いかゞなものだらう。

筆者のやうに考へてくれば、金助母にとつてはその孤独感の防波堤として金助の佛

を高く掲げる必要がある。対抗意識から金助を思ひ、劣等感から金助を忍ぶ。あらゆる苦惱の果は金助の佛にひしとよりすがらざるを得ないといふことになる。

本銘文全体から次の様な作者の氣持がくみとれる。

(1) 金助の像を出来るだけ立派にかかげようとする氣持

(2) 自分はその金助の母であることをはつきりさせておきたい氣持

(3) 金助のことを、そして金助の母がわたしであることを、忘れるなよと世にさげびかけたい氣持

陣歿の日付を書きつける年忌文の常識に従はず、出陣の日の晴れ姿を冒頭に書きつけた事は、高木博士の述べられた様に、彼女の網膜に直接やきつけられた最も深刻な印象であつた、銘文の起草にこれを無意識に思ひ浮べたと見られることに異存はないがそれと共に(1)の様な欲求が暗々裡に支配してゐたとも考へられるであらう。

「十八になりたる子」「たゞせてより」は「の身」などは(2)の氣持、即ち自分がこの金助の母親であることを述べたい欲求のあらはれであり、「後のよの又のちまで此かきつけを見る人ハ念仏申給へや」は(3)の氣

持をあらはさうとする欲求であるとも見られる。さらに(1)(2)(3)の全体を強くはげしく表現したい欲求が出てくる。順風満帆の対立者に対し、三十有余年「母の身として落涙」し続けたコムプレックスから生じる欲求である。

「ふためとも見ざるかなしき」とか「はの身にはらくるいともなり」とか「後のよの又のちまて」の様なやゝ異常な表現は、かうでも書かなければ堪へられない欲求のはげしさを物語つてゐるやうである。

すべての表現が極端にはげしく出てゐるといふのではない。「きん助と申」「たゝせて」「給へ」「申給へや」のやうな愛情にあふれ

た、つゝまじやかな言葉を以て柔かに包まれた表現の中に、悲涙のほとばしりをちらりと見せる前記の様な語句によつて、この銘は読む者に程よい昂奮と新鮮さを与へて、比類のない名文と称へられるに至つたと解される。

半生の長い間、金助を思ひつゞけた、いな思ひつゞけざるを得なかつたその念力の中からこの文章は出現したのである。この文章にはかやうな裏付けがあつて尊いと筆者は思ふのである。

たゞおそれることは、この解釈は夫人の至情を冒瀆するものやうに誤解されないかである。しかし美しいのは幸福の國の玉

女さまの涙ばかりでなく、雨にうたれ風にさらされた凡俗の、苦惱の中からほとばしり出る叫びも、また美しいといふことである。

(三〇・一〇・二八)

本稿は浜田青陵・高木市之助兩博士の前掲著書に負ふ所多く、また名古屋市加藤光造氏、京都市春光院川上正史師の示教をいたゞく事が多かつた。深く謝意を表する次第である。

——大阪大学助教授——